

4月から市の組織が変わります

市では、「第3次荒尾市行政改革大綱」に基づいて、効率的な行政運営とサービスの向上を目的とし、平成16年度から組織の見直しを順次行ってきました。平成18年度にも部の統合など大規模な組織の見直しを行い、4年が経過しましたが、その間に市を取り巻く状況は大きく変化しました。

行財政改革の進展に伴う職員数の減少や、医療保険制度をはじめ諸制度の変更、旧万田坑の世界遺産登録に向けての取り組みなど新たな課題、これらに対応していくために、現在の組織の問題点や課題などを検証し、組織の見直しを行いました。

●組織改革の概要

1. 部を再編します

▽「市民福祉部」の分割～「市民環境部」「保健福祉部」の新設

国の制度改正や、地方分権に伴う権限移譲などで業務量が増大傾向にある「市民福祉部」を、「市民環境部」と「保健福祉部」の2部に分割し、政策課題により的確に対応し、推進できる体制を強化します。

▽「教育部」の新設

教育委員会事務局に「教育部」を新設し、部長を置くことにより、課題に対応する体制を強化します。

2. 課や係などを統廃合・新設します

- ・「子育て支援課」の新設
- ・「秘書広報課」の新設
- ・「産業振興課」の新設
- ・市民病院事務局に「経営企画課」を新設
- ・「政策企画課」に「情報課」を統合
- ・「契約検査室」に「財政課用度係」を統合
- ・「人権啓発課」に「総務課男女共同参画推進室」を統合
- ・社会教育課に「世界遺産推進室」を新設
- ・税務課課税係を、「市民税係」と「資産税係」に分割

●組織改革の基本方針

- (1) 新たな行政課題に対応するための課や係の新設など、組織体制を強化します
- (2) 重複・類似する業務を整理し、組織の効率化と戦略化を進めます
- (3) 市民サービスの向上を図ります

3. 部・課・係などの名前が変わります

- ・「企画管理部」⇒「総務部」
- ・「都市整備課」⇒「建築住宅課」
- ・「財政課財産活用推進室」⇒「同課管財係」
- ・「福祉課障がい福祉係」⇒「同課福祉係」
- ・「人権啓発課人権啓発係」⇒「同課人権推進係」

4. 業務を担当する部署が変わります

- ・広報紙の編集・発行など…秘書広報課広報広聴係
- ・庁舎の管理など…財政課管財係
- ・統計調査など…政策企画課企画統計係
- ・情報化推進・電算システム管理など…政策企画課情報推進室
- ・物品の調達・契約など…契約検査室
- ・市税の督促・口座振替など…税務課税務係
- ・幼稚園就園奨励費など…子育て支援課子育て支援係
- ・商工業の振興・企業誘致・消費者相談・雇用対策など…産業振興課商工・企業誘致推進室
- ・観光・地場特産品の宣伝・地域再生事業など…産業振興課観光推進室

5. 事務所が市庁舎内に移動します

- ・人権啓発課が市庁舎本館2階に移動します（☎63-1139）。

●お願い 市役所の組織は、4月1日（木）に新しい体制になりますが、執務場所の移動は、4月5日（月）以降になる場合があります。しばらくの間、市民のみなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご了承くださいませ。よろしくお願いいたします。

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【問】総務課 ☎ 63-1204 秘書広報課 ☎ 63-1157

市庁舎マップ

※色文字で示しているものが、今回の組織改革で課名や部屋の場所が変わった部署です。
※これに伴い電話番号の変更もあります。電話番号については、4月15日号の広報でお知らせします。

